

第211回 教育研究評議会要録

日時 令和4年9月21日(水) 13時00分～15時15分
場所 遠隔会議：仮第一会議室，各研究室等
出席者 榊理事長，今岡学長，榎本理事，藤原副学長，久保副学長，西村副学長，黒子副学長，
遊佐副学長，中山文学部長，山内理学部長，中山生活環境学部長，藤田工学部長，
渡邊人間文化総合科学研究科長，鈴木広光評議員，吉田容子評議員，酒井評議員，柳沢評議員，
鈴木則子評議員，高田評議員，柳澤評議員，吉田哲也評議員
列席者 三野監事，大久保監事，三谷監事，林総務課長，望月企画課長，川村人事課長，幸田財務課長，
岩田施設課長，横井情報課長/学術情報課長，濱田国際課長，米谷研究協力課長，鱸学務課長，
桑原学生生活課長，早川入試課長，岩阪監査室長
議長 今岡学長

議事に先立ち，

- (1) 9月1日付け監事の交代に伴い，学長から三谷監事の紹介があり，三谷監事から挨拶があった。
- (2) 前回の記録を確認。

I 審議事項

1. 諸規程等の制定等について

(1) 奈良国立大学機構事務組織規程の一部改正について

総務課長から，資料1-1により説明があり，審議の結果，原案のとおり承認し，役員会へ付議することとした。

(2) 奈良国立大学機構事務分掌規程の一部改正について

総務課長から，資料1-2により説明があり，審議の結果，原案のとおり承認し，役員会へ付議することとした。

(3) 奈良国立大学機構における授業料その他の費用を定める規程の一部改正について

総務課長から，資料1-3により説明があり，審議の結果，原案のとおり承認し，役員会へ付議することとした。

(4) 奈良国立大学機構内部統制に関する基本方針の制定について

総務課長から，資料2-1により説明があり，審議の結果，原案のとおり承認し，役員会へ付議することとした。

(5) 奈良国立大学機構における内部統制に関する規程の制定について

総務課長から，資料2-2により説明があり，審議の結果，原案のとおり承認し，役員会へ付議することとした。

(6) 奈良国立大学機構職員給与規程の一部改正について

人事課長から，資料3-1により説明があり，審議の結果，原案のとおり承認し，役員会へ付議することとした。

(7) 奈良国立大学機構奈良女子大学年俸制適用教員給与規程の一部改正について

人事課長から，資料3-2により説明があり，審議の結果，原案のとおり承認し，役員会へ付議することとした。

(8) 奈良国立大学機構奈良女子大学年俸制(年俸制導入促進費適用)教員給与規程の一部改正について

人事課長から、資料3-3により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、役員会へ付議することとした。

(9) 奈良女子大学国際交流委員会規程の一部改正について

国際課長から、資料4により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで施行し、令和4年4月1日付けで適用することとした。

(10) 奈良女子大学社会連携センター規程の一部改正について

研究協力課長から、資料5-1により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで施行し、令和4年4月1日付けで適用することとした。

(11) 奈良女子大学社会連携センター運営委員会規則の一部改正について

研究協力課長から、資料5-2により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで施行し、令和4年4月1日付けで適用することとした。

(12) 奈良女子大学学生寄宿舎規程の一部改正について

学生生活課長から、資料6により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、本日付けで施行し、令和4年4月1日付けで適用することとした。

2. 国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書等について

榎本理事から、資料7により説明があり、意見聴取が行われた。引き続き、役員会でも意見聴取を行うこととした。

文学部長から、経営コア会議の位置づけについて質問があり、榎本理事から、経営コア会議は役員間の情報交換及び方向性の確認を行っている会議であり、ガバナンス・コードにおいて法人の意思決定機関のように記載されている箇所については修正する必要がある旨の回答があった。

3. ソニーピープルソリューションズ株式会社との包括協定について

藤原副学長から、資料8により説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

酒井評議員から、大学側の窓口について質問があり、藤原副学長から、社会連携センターが窓口となる旨の回答があった。

高田評議員から、協定先企業の概要について質問があり、藤原副学長から、ソニーグループの人事を取扱う会社である旨の回答があった。

4. 奈良女子大学における教員養成の基本的な考え方について

西村副学長から、資料9により説明があり、以下の通り意見交換が行われた。

柳沢評議員から、第3段落中の記載について、主体的に学び続ける教員の養成とSTEAM教育等に強い教員を養成することがどのように繋がるのか不明であるとの意見があり、西村副学長から、主体的に学び続ける教員の養成の一つとして、STEAM教育等を挙げている旨の発言があった。この発言に対して、鈴木則子評議員から、「特に」の記載を「例えば」に修正することの提案があった。

柳沢評議員から、第4段落「両大学の6附属学校園それぞれがもつ特徴的な教育研究を組み合わせる」の記載について、奈良女子大学と奈良女子大学の附属学校園は、これまでも密接に関係した教育システムを構築しており、今後、6附属学校園の連携を検討するにあたって、注意が必要である旨の意見があり、西村副学長から、これまでの教育システムを継続するにあたって、どのような課題があり、その課題を解決するためにどのような連携が行えるのかを考えていきたい旨の発言があった。

高田評議員から、両大学の附属学校園の特長を明確に記載しなければ、各大学に附属学校園を設置する必要性を問われることになるとの意見があった。

高田評議員から、第3段落「多面授業とメディア授業の効果的な組み合わせ」の記載は、STEAM教育等に限ったことではないため、第3段落全文にかかるよう記載を修正すべきとの意見があった。

鈴木広光評議員から、奈良教育大学においても教員養成の基本的な考え方を明文化しているのであれば、それと対比して、両大学の附属学校園の特長を明確にできるのではないかと意見があり、学長から、本資料の作成の意図は、今後、連携教育開発センター等において両大学の附属学校園の連携を検討する際に、本学の根底にある基本的な考え方を明らかにするものであり、センターで検討する連携の在り方には、両大学の附属学校園の特長を併記する必要がある旨の発言があった。また、榎本副学長から、奈良教育大学は教員養成大学であり、大学の理念や目標が基本的な考え方になり、本学は本資料を作成することで、今後、連携を検討する際の拠り所になると考える旨の発言があった。

文学部長から、本資料は既に公表されている資料を基に作成したものであるとの説明があったが、第4期中期目標・中期計画の記載とニュアンスが異なっている箇所もあるので発信するメッセージとして整理して説明いただきたい、また、文章の引用元を明確にしていきたい旨の要望があった。

酒井評議員から、本学の基本的な考え方だけではなく、連携教育開発センターで両大学の考え方をすり合わせしたものを審議する必要がある旨の意見があった。

種々意見交換の結果、様々な意見があることを確認し、引き続き検討することとした。

5. 福井大学大学院福井大学・奈良女子大学・岐阜聖徳学園大学連合教職開発研究科からの脱退について

西村副学長から、令和4年3月の役員会において連合教職開発研究科から脱退することを承認し、福井大学に脱退希望の文書を提出したこと、脱退理由等について説明があった。また、学長から、本来、教育研究評議会で審議すべき内容であるが、学生募集停止等の期限の関係から緊急を要したため、このような手続きを取ったこと等について説明があり、審議の結果、これを追認した。

高田評議員から、連合教職開発研究科に関与する教員が、脱退までの決定のプロセスにどのように関わっているのかについて質問があり、学長から、執行部において、既に退職した本件に関するキーパーソンからの情報を集約し、脱退の判断を行った旨の回答があった。この回答に対して、高田評議員から、関与する教員の意を汲んだ形で物事を進めていただきたい旨の意見があった。

柳澤評議員から、キーパーソンがいなくなったことで連携が解消されるようでは、運営に問題がある旨の意見があった。さらに、連合教職開発研究科を設置した段階では、何らかの目的があったはずであり、その目的が達成できたのかどうか、得られた効果、問題点等の振り返りが必要である旨の意見があった。

柳沢評議員から、連合教職開発研究科の脱退により、附属学校園の教員の不利益とならないように考えていただきたい旨の要望があった。

高田評議員から、今後、本件に関する決定のプロセスにおいては、教育研究評議会で審議事項として議論していただきたい旨の発信があった。

6. 令和3年度内部質保証モニタリング結果について

藤原副学長から、資料14により報告があった。

文学部長から、本件は内部質保証に関する基本方針において、教育研究評議会において審議と規定されており、報告事項ではないとの意見があり、学長から、本件を審議事項とする旨の説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

7. その他

なし

II 報告事項

1. 第6回役員会について

学長から、資料10により報告があった。

2. 連携教育開発センターのミッションについて

榎本理事から、資料11により報告があった。

鈴木広光評議員から、複数あるセンターの今後の位置づけについて質問があり、榎本理事から、各セ

ンターにおける役割が明確であり、現時点でセンターの改組は特に考えていない旨の回答があった。

高田評議員から、連携教育開発センター運営委員会について、本学の教員養成に深く関与している大学教員を委員に加えていただきたい旨の要望があり、学長から、検討が必要である旨の回答があった。

3. 連携教育開発センター紀要の発行について
榎本理事から、資料12により報告があった。
4. アドバイザリーボード委員について
榎本理事から、資料13により報告があった。
5. 令和3年度内部質保証モニタリング結果について
審議事項とすることとしたため、上述の審議事項6.に記載する。
6. 学生満足度調査報告書について
企画課長から、資料15により報告があった。
理学部長から、教職員に対してどのように公表するのかとの質問があり、企画課長から、ホームページ等にて周知する旨の回答があった。
理事長から、満足度が高い結果が出ており、これを関係者が広く共有することが重要である旨の意見があった。
7. 令和4年度「大学改革シンポジウム」選考結果について
企画課長から、資料16により報告があった。
8. 事務職員等の人材育成基本方針について
人事課長から、資料17により報告があった。
9. 令和4年度奈良国立大学機構職員研修の実施について
人事課長から、資料18により周知があった。
10. 令和5年度国立大学法人等施設整備の事業評価結果について
施設課長から、資料19により報告があった。
11. 研究者基礎データ及び研究シーズの入力について
久保副学長から、資料20により報告があった。
12. 『我が国の学術情報流通における課題への対応について（審議まとめ）』について
久保副学長から、資料21により報告があった。
13. 数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）の認定について
学務課長から、資料22により報告があった。
14. 文学部規程の一部改正について
文学部長から、資料23-1により報告があった。
15. 理学部規程の一部改正について
理学部長から、資料23-2により報告があった。
16. 生活環境学部規程の一部改正について

生活環境学部長から、資料23-3により報告があった。

17. 工学部規程の一部改正について

吉田哲也評議員から、資料23-4により報告があった。

18. 大学院人間文化総合科学研究科規程の一部改正について

大学院人間文化総合科学研究科長から、資料23-5により報告があった。

19. 各室等からの報告について

なし

20. その他

藤原副学長から、9月2日に行われた工学部開設記念式典の報告と謝辞があった。

鈴木則子評議員から、学生満足度調査における部活動の評価が低く、コロナ禍における部活動への対応が厳しい旨の記載があるが、これについてどのように考えているのかとの質問があり、西村副学長から、窓口となる学生生活課と情報を共有しながら、活動制限も出来るところから緩和しており、学生の理解は得られていると判断している旨の回答があった。

以上